



# 鳥取県公報

平成 19 年 1 月 25 日 (木)  
号外第 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (69) (経営支援課) . . . . .	2
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (70) (水産課) . . . . .	3
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (71) (〃) . . . . .	4
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (72) (〃) . . . . .	4

# 告 示

## 鳥取県告示第69号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成19年1月25日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(1) 規則別表第1号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(2) 規則別表第2号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(3) 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(4) 規則別表第4号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(5) 規則別表第5号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(6) 規則別表第6号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント
(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.5パーセント	(7) 規則別表第7号に掲げる資金	略	略	年0.55パーセント

第7号に掲げる資金				第7号に掲げる資金			上
-----------	--	--	--	-----------	--	--	---

鳥取県告示第70号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。  
 平成19年1月25日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
漁業近代化資金の種類	利子補給率					漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第5号	法第2条第2項第1号	法第2条第2項第2号	法第2条第2項第5号	法第2条第2項第1号		法第2条第2項第2号	法第2条第2項第5号	法第2条第2項第1号	法第2条第2項第5号	
（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
略	略					略	略				
4 規則						4 規則					

別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.5パー セント	年0.5パー セント	別表第 3号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.55パー セント	年0.55パー セント
5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.5パー セント	年0.5パー セント	5 規則 別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.55パー セント	年0.55パー セント
略						略					
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	—	—	略	年0.5パー セント	年0.5パー セント	8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金	—	—	略	年0.55パー セント	年0.55パー セント
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.5パー セント	年0.5パー セント	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.55パー セント	年0.55パー セント

**鳥取県告示第71号**

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成19年1月25日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成19年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.9</u> パーセント	略	年 <u>1.8</u> パーセント	略

**鳥取県告示第72号**

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。

平成19年1月25日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成19年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表

の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利子補給率
規則別表第3号の資金	年 <u>1.9</u> パーセント	略	規則別表第3号の資金	年 <u>1.8</u> パーセント	略
規則別表第7号の資金	年 <u>2.525</u> パーセント	略	規則別表第7号の資金	年 <u>2.425</u> パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年 <u>1.9</u> パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年 <u>1.8</u> パーセント	略